

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県 飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法別表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票発行 ⑤予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 健幸保健課
②所属長の役職名	健幸保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-96-8240
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 健幸保健課 感染症対策室 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-96-8615
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 申請時には申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの申請確認を行っている。

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民協働部 健康・スポーツ課	市民協働部 健康保健課	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	健康・スポーツ課長	健康保健課長	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	市民協働部 健康・スポーツ課 保健センター 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	市民協働部 健康保健課 成人保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	事後	
令和4年8月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 令和3年3月1日時点	10万人以上30万人未満 令和4年8月8日時点	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和4年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第一項番93の2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第67条の2	番号利用法第9条第1項、別表第一93の2項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第67条の2	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条(重要な変更)に当たらない(表記の修正)
令和4年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 (情報提供)別表第二項 115の2 (情報照会)別表第二項 115の2 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和4年8月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票発行	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票発行 ⑤予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和4年8月8日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検の実施有	自己点検、内部監査の実施有	事後	事前に実施する事が困難であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項を適用
令和4年8月8日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和5年2月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)	事後	
令和5年2月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月8日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和5年2月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和5年2月16日 時点	事後	
令和6年7月11日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民協働部 健康保健課	福祉部 健康保健課	事後	
令和6年7月11日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-96-8240	事後	
令和6年7月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	市民協働部 健康保健課 成人保健係 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-24-4002	福祉部 健康保健課 感染症対策室 住所: 飯塚市忠隈523番地 電話番号: 0948-96-8615	事後	
令和6年11月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月16日 時点	令和6年11月5日 時点	事後	
令和6年11月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月16日 時点	令和6年11月5日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。</p> <p>①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票発行 ⑤予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法別表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。</p> <p>①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票発行 ⑤予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務</p>	事後	
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第一93の2項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第67条の2	番号法第9条第1項、別表126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153、154の項</p>	事後	
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 申請時には申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの申請確認を行っている。		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する		